

## 協力業者への支払規定

### 1. 請求書提出から支払いまでの日取りについて

請求書 締切日 毎月 月末

請求書 到着期限 翌月 10日必着厳守（休日の時は翌営業日、4月・12月も同様）

支 払 日 翌月末（銀行休業日の場合は、翌営業日）

（注）＊請求書は、当社の指定様式をホームページよりダウンロードしてください。

＊ダウンロードが出来ない場合は、当社の指定用紙をご購入お願いします。

（1000円にて販売）

＊請求書は、「請求書（正）」「請求書（副）」の2部を提出して下さい。

＊請求書の現場名が複数にわたる場合は合計金額を明示して下さい。

（合計金額記載の請求書の鑑、当社指定の合計請求書など書式自由）

＊請求書は、持参・郵送とも任意ですが、期限必着でお願いします。

＊請求書到着期限を過ぎますと、支払は1ヶ月繰り下げになります。

＊環境配慮のため、送付状、ホッチキス又はクリップ留めは原則不要です。

### 2. 支払内容について

（請負業者の方へ）

**支払金額が、一現場につき500万円以上の場合は、500万円を超えた金額が  
手形での支払いとなります。**

（材料納入業者の方へ）

支払金額が、100万円以上の場合、下記の区分にて支払致します。

＊現金 30% 手形 70%

（全社共通事項）

- ・特別の事情があり規定に適合しにくい場合は、着工前に協議の上、決定します。
- ・手形期日は、支払日より120日（4ヶ月）です。
- ・手形は支払日に本社にて支払います。ご来店下さい。（9：00～16：45）
- ・現金は、各指定口座へ振込料を差引いて振込いたします。

### 3. 安全衛生協力会費について

1回の取引金額が10万円以上（税抜き）の場合は、安全衛生管理の推進を目的とする、安全衛生協力会の賛助会費として、お取引金額の1000分の1を控除の上、支払させていただきますので、ご了承ください。

### 4. (株)吉野組協力業者会費について

(株)吉野組協力業者会にご加入の取引先様につきましては、1回の取引金額が10万円以上（税抜き）の場合は、安全衛生協力会費に加え協力業者会費として、お取引金額の1000分の4を控除の上、支払させていただきますので、ご了承ください。